

厚生だより

2021
7

編集・発行／(一財)広島市職員互助会・広島市職員共済組合
広島市企画総務局人事部福利課

令和3年(2021年)7月1日号



えらべる倶楽部からのお知らせ

- (P1) 「人間ドック実施医療機関」でも利用できます!
- (P1) 会員専用サイト新規ログインキャンペーン
- (P7) おうちで楽しく過ごせるサービスの紹介
- (P8)

募集します

- (P2) 団体傷害保険募集

令和2年度決算

- (P3) 互助会
- (P5) 職員共済組合

お知らせします


- (P4) 特約店のお知らせ
- (P9) 障害厚生年金について
- (P10) 被扶養者の資格確認
- (P11) 標準報酬月額の変更時について年間報酬の平均による保険者算定(年間算定)を行います

健康・相談

- (P13) ニコニコ(2525) 過ごそう!
毎月25日はメンタルヘルス推進日^^
- (P13) コロナ禍の熱中症予防
- (P14) 笑顔でヘルシーダイヤル等

健康増進・リフレッシュ補助券 「人間ドック実施医療機関」でも利用できます！

令和3年度から、「健康増進・リフレッシュ補助券」の利用対象施設に、人間ドック実施医療機関の「中電病院」と「広島中央健診所」を追加しました。これにより次の21施設でご利用いただけます。

種別	施設名	所在地	利用ルール
人間ドック	中電病院	中区大手町3-4-27	 <p>①年度内一度の受診に限り2枚まで利用可 (節目健診などで自己負担がない場合は利用不可)</p> <p>②本人利用に限ります。 (被扶養者などは利用不可)</p> <p>③事業主、職員共済組合又は公立学校共済組合が実施する「人間ドック」に限ります。 (「脳ドック」や「婦人科検診」、「オプション検査」などは利用不可)</p> <p>④補助券の利用(支払い)は、人間ドック受診当日に限ります。</p>
	広島中央健診所	中区八丁堀10-10	
	広島原爆障害対策協議会 健康管理・増進センター	中区千田町3-8-6	
	広島生活習慣病・がん健診センター	中区職町13-4 広島マツダビル4・5階	
	グランドタワーメディカルコート ライフケアクリニック	中区上八丁堀4-1 アーバンビューグランドタワー4階	
	東部健診センター	安芸区船越南3-24-27	
	マツダ病院	安芸郡府中町青崎南2-15	
	総合健診センター (公益財団法人広島県地域保健医療推進機構)	南区皆実町1-6-29	
	広島市立安佐市民病院	安佐北区可部南2-1-1	
	健康倶楽部	中区大手町3-7-5	
	広島県環境保健協会	中区広瀬北町9-1	
	アルパーク検診クリニック	西区草津新町2-26-1	
	長崎病院ヘルスケアセンター	西区横川新町3-11	
	西広島リハビリテーション病院	佐伯区三宅6-265	
	広島逓信病院	中区東白島町19-16	
	広島赤十字・原爆病院	中区千田町1-9-6	
	市立三次中央病院	三次市東酒屋町10531	
	日本鋼管福山病院	福山市大門町津之下1844	
	東広島記念病院	東広島市西条町吉行2214	
	広島生活習慣病・がん健診センター大野	廿日市市大野早時3406-5	
	村上記念病院	尾道市新浜1-14-26	



会員専用サイト新規ログインキャンペーン

対象期間

令和3年6月1日～7月31日

プレゼント
商品

商品券5,000円分を30名様にプレゼント!!



プレゼントは抽選になります。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。あらかじめご了承ください。

応募方法

パソコン、スマートフォンから、「えらべる倶楽部」会員専用サイトにログインしていただくだけで応募は完了します。まだ会員専用サイトにログインしたことのない会員様はぜひこの機会をお見逃しなく!!

会員専用サイトについて



会員専用サイトのログイン方法については、利用ガイド5ページを参照していただき、手順をお願いいたします。

新規ログインに必要な仮パスワードは4ページを参照ください。



団体傷害保険募集

普通傷害保険、家族傷害保険、医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険

互助会

☎ 81-2353-2358

☎ 504-2063

加入申込締切り 7月20日(火)

この保険は、勤務内外を問わず、傷害事故による死亡・後遺障害・入院・通院・手術を補償するものです。また、個人賠償責任補償特約がセットされていますので、日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりした場合に保険金をお支払いします。病気についても、オプションとして加入することができ、入院・退院後通院・手術について補償します。保険料は、団体割引により割安となっております。

保険期間

令和3年8月1日から1年間となります。

プランの選択

傷害プランには、3つのプランがあり、自由に組み合わせて加入することができます。加入口数は、各プラン（1被保険者につき）1口のみです。また、オプションとして病気プランに加入することができ、加入口数は、1口のみです。

〈傷害プラン〉

- ・ファミリープラン…このプランに申込みをいただきますと、ご家族全員（ご本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族または別居の未婚の子）が自動的に保険の対象となります。
- ・カップルプラン…ご本人と配偶者が対象となります。
- ・パーソナルプラン…申込みの際に記名された方だけが対象となります。

〈病気プラン（オプション）〉

- ・病気プラン…申込みの際に記名された方だけが対象となります。

申込手続き

7月上旬に各所属へリーフレットと加入申込書を配付しますので、新規加入、変更、脱退希望の方は、申込書に記入、押印の上提出してください。

保険料控除

保険料の給与引き去りは、10月からとなります。

※詳細については、7月上旬に配付するリーフレットをご覧ください。

〈引受保険会社〉

（幹事）損害保険ジャパン(株)

東京海上日動火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)・三井住友海上火災保険(株)・共栄火災海上保険(株)

※上記引受保険会社は変更の可能性があります。

保険料と補償額

〈傷害プラン〉

(保険期間1年、団体割引15%)

ご加入プラン		ファミリープラン			カップルプラン			パーソナルプラン			
		FA	FB	FC	CA	CB	CC	PA	PB	PC	
補償内容	本人	月額保険料	4,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	500円
		死亡・後遺障害	66.3万円	66.3万円	38万円	47.4万円	9.8万円	9.8万円	649.3万円	94.5万円	9.8万円
		入院日額	5,000円	4,000円	3,000円	7,500円	5,000円	1,600円	5,000円	3,000円	1,100円
		通院日額	4,000円	3,000円	2,000円	4,500円	3,000円	1,500円	3,000円	2,000円	1,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院日額の10倍			外来の手術：入院日額の5倍						
	配偶者	死亡・後遺障害	55万円	50万円	35万円	30万円	7万円	6.2万円	—	—	—
		入院日額	4,000円	3,000円	2,000円	5,000円	3,000円	1,100円	—	—	—
		通院日額	3,000円	2,000円	1,000円	3,000円	2,000円	1,000円	—	—	—
	手術保険金	入院中の手術：入院日額の10倍			外来の手術：入院日額の5倍						
	親その他家族	死亡・後遺障害	40万円	40万円	30万円	—	—	—	—	—	—
		入院日額	3,000円	2,500円	1,500円	—	—	—	—	—	—
		通院日額	2,000円	1,400円	1,000円	—	—	—	—	—	—
手術保険金		入院中の手術：入院日額の10倍			外来の手術：入院日額の5倍						
個人賠償責任		5,000万円（ご家族全員が対象）									

〈病気プラン（オプション）〉

(保険期間1年、団体割引20%)

年齢	0~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
月額保険料	380円	530円	620円	680円	750円	940円	1,190円	1,780円	2,400円	3,600円
入院日額	5,000円（日帰り入院OK・0日から）									
退院後通院日額	3,000円（継続して4日を超える入院の退院後の通院が対象）									
手術保険金	入院中の手術：入院日額の10倍			外来の手術：入院日額の5倍						

互助会 令和2年度決算

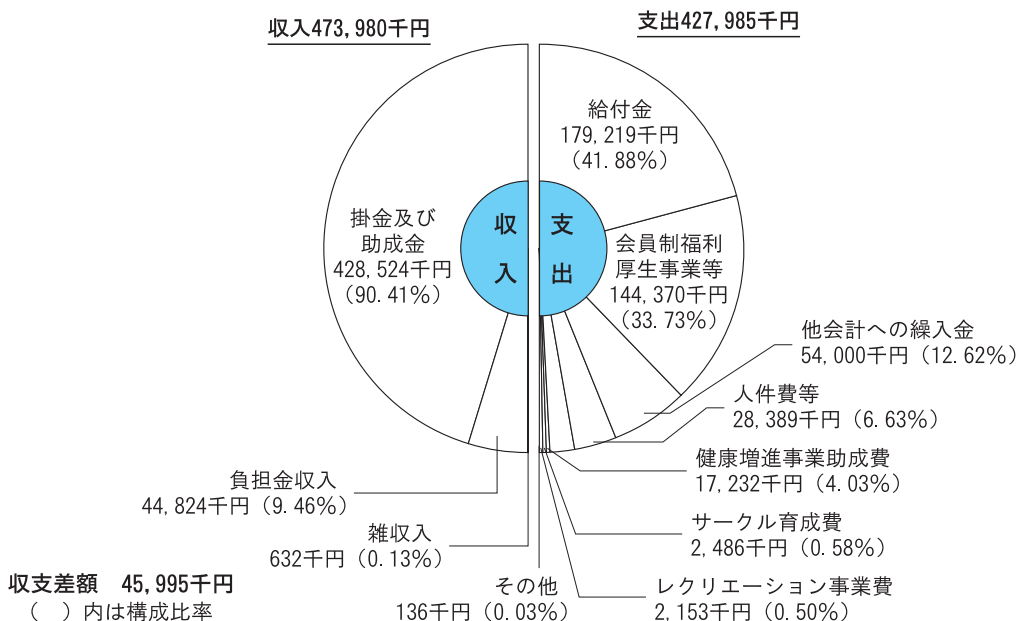
互助会

☎内81-2351・2352
☎504-2060

互助会の令和2年度決算の概要についてお知らせします。

給付・育成事業会計

会員の慶弔などに対して各種の給付を行うとともに、会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」により、会員へ幅広いサービスを提供しました。



《給付実績》

種別	件数	金額
祝金（結婚・入学ほか）	2,992件	101,993,000円
永年会員祝金・慰労旅行券	740件	19,397,000円
香 げ 料	408件	12,730,000円
療 養 見 舞 金	189件	9,450,000円
育 児 休 業 見 舞 金	277件	13,850,000円
せ ん 別 金	413件	21,799,000円
合 計	5,019件	179,219,000円

《育成振興事業実施状況》

種別	人数	金額
招待事業（広響演奏会）	148人	806,900円
サークル育成	527人	2,485,951円
共済組合との共済事業	—	1,346,214円
インフルエンザワクチン接種費用助成	11,521人	17,232,440円
合 計	12,196人	21,871,505円

《鷹野橋職員会館利用状況》

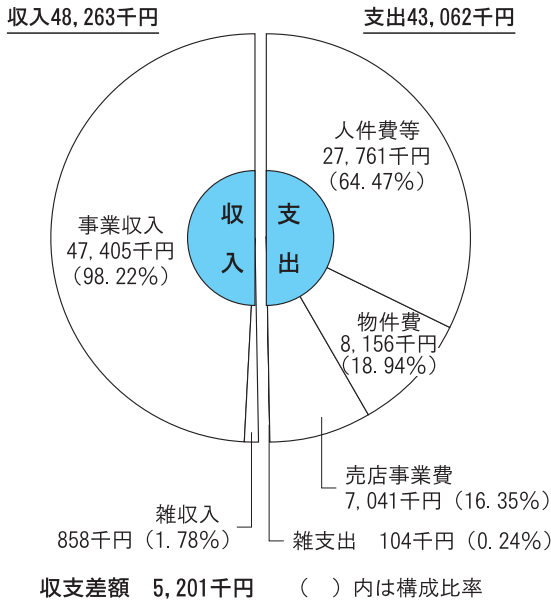
区分	利用者数	区分	利用者数
体育ホール	5,380人	サービスエリア	990人
サークル室	3,530人	茶室・娯楽室	662人
ミーティングルーム	480人	合 計	11,042人

《会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」委託料支払実績》

延会員数（水道局含む）	金額
286,241人	110,507,937円

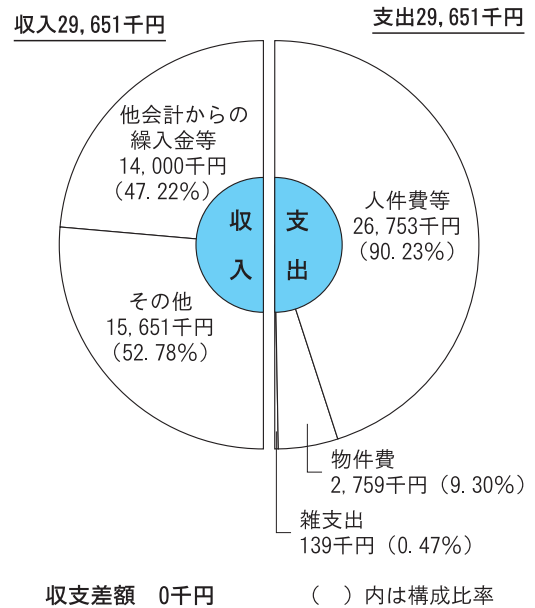
収益事業会計

積立年金保険・グループ保険を中心とした各種生命保険等の事務取扱いなど、生活を明るく豊かにする各種事業を行いました。



法人会計

法人運営に係る管理業務や、法人全般に係る業務を行いました。



特約店のお知らせ

互助会

☎内81-2354
☎504-2063

新規 新規契約しましたので、お知らせします。

【紳士服】 はるやま商事株式会社

住所及び名称	電話	担当	定休日
広島市安佐南区緑井6-23-1 はるやま広島緑井店	877-6177	加藤	無休
広島市中区幟町14-11 はるやま広島銀山店	211-0378	原谷	火
広島市西区庚午北4-7-25 はるやま広島庚午店	274-4129	長岡	無休
広島市東区矢賀新町2-1-11 はるやま広島府中店	283-1129	前田	
広島市佐伯区海老園2-7-40 はるやま五日市店	922-0400	瀬尾	
広島市中区宝町2-1 3F はるやまフジグラン広島店	569-6284	橘高	
広島市中区本通2-9 小川ビル1F P. S. FA広島店	247-6934	杉岡	
広島市中区基町6-78 NTTクレド基町ビル パセーラ広島6F フォーエルパセーラ広島店	502-3303	河西	
品名	割引率		
スーツ及びその関連用品、その他雑貨	「はるやま」・「P. S. FA」 10% 「フォーエル」 5% レディースの商品あり・一部対象外の商品あり		

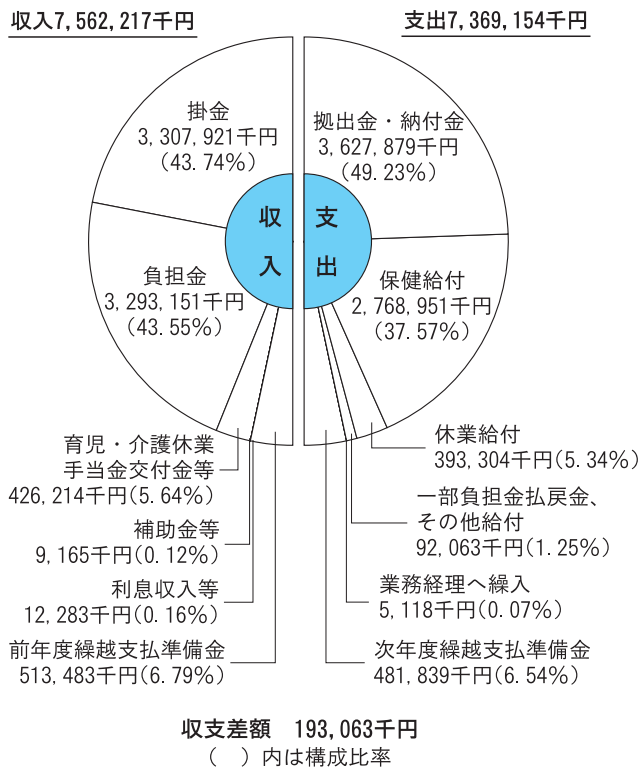
【墓石加工・販売部門】 株式会社田畠石材

住 称	電話	担当	定休日
広島市安佐北区可部3丁目2-26	0120-594-047	田畠	日・祝日
品 名	割引率		
墓石 外	15%		

短期経理

この経理は、組合員の皆さんからの掛金、地方公共団体の負担金等により、療養の給付、納付金の抛出、育児休業、介護休暇を取得している組合員の皆さんへの手当金の支給等を行うものです。

収支差額については、積立金として積み立てました。



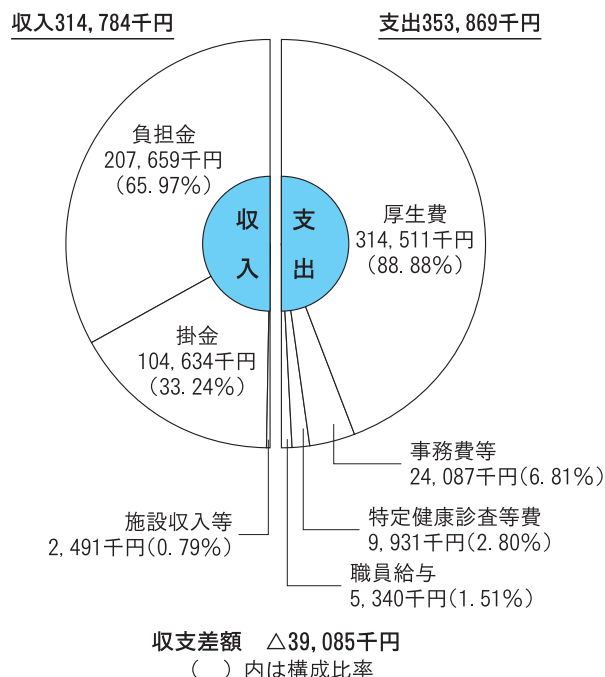
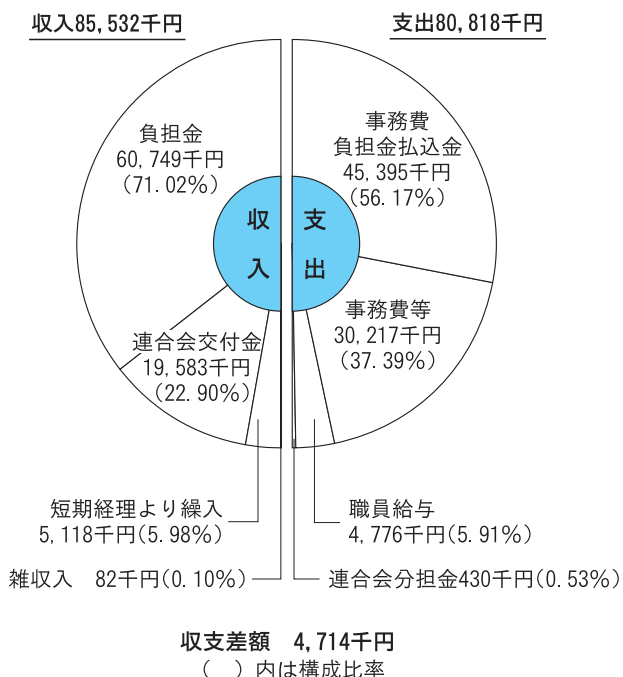
業務経理

この経理は、組合の事務（貸付事業、保健事業に係る事務を除く。）に要する経費をまかなうものです。収支差額については、積立金として積み立てました。

保健経理

この経理は、組合員の皆さんからの掛金、地方公共団体の負担金等により、人間ドック、特定健康診査、特定保健指導、コテージ湯の山の運営、産業マッサージ利用助成等の各種保健事業を行っています。

収支差額については、積立金を取り崩しました。



貸付経理

この経理は、組合員の皆さんの住宅資金や臨時的の支出に必要な資金の貸付を行っているもので、貸付に要する財源には、経過的長期預託金管理経理からの借入金等を充てています。

収入は貸付金の利息で、支出は経過的長期預託金管理経理への支払利息と事務費です。収支差額については、積立金を取り崩しました。

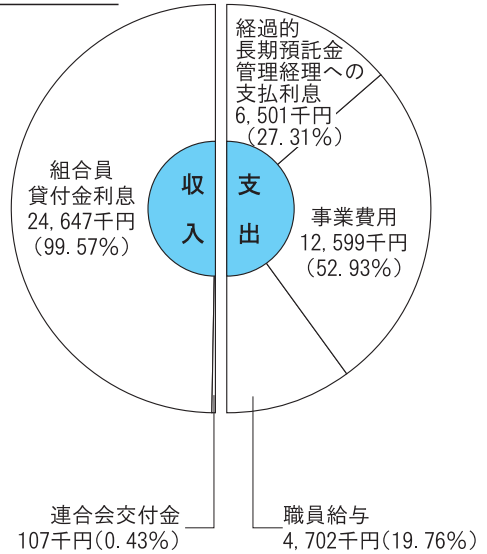
《令和2年度貸付状況》

貸付種別	貸付件数	貸付金額	1件当たり平均貸付額
普通貸付	26件	37,770千円	1,452,692円
住宅貸付	6件	35,900千円	5,983,333円
特別貸付	40件	52,470千円	1,311,750円
合計	72件	126,140千円	1,751,944円

《貸付金の令和2年度末状況》

貸付件数	貸付金現在高
1,202件	1,850,363千円

収入24,754千円 支出23,802千円



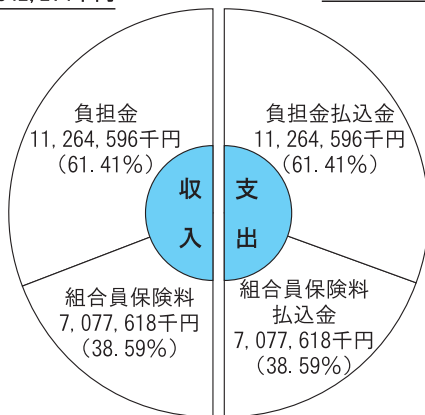
収支差額 952千円
()内は構成比率

厚生年金保険経理

この経理は、平成27年10月に共済年金が厚生年金へ一元化されたため、その厚生年金に係る組合員保険料・負担金を扱う経理です。

収入18,342,214千円

支出18,342,214千円



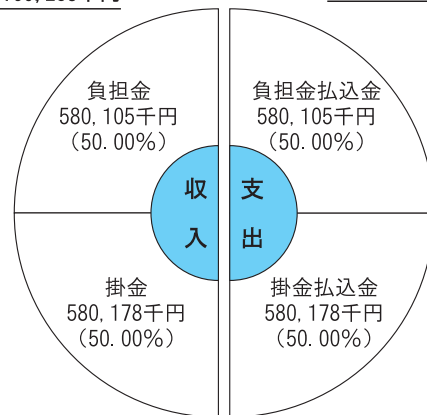
収支差額 0千円
()内は構成比率

退職等年金経理

この経理は、平成27年10月に共済年金の一部である職域部分が廃止となり、新たに退職等年金給付が行われることになったため、その掛金・負担金を扱う経理です。

収入1,160,283千円

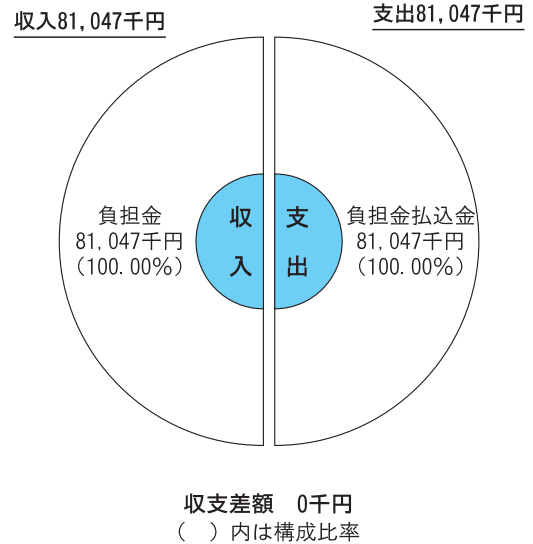
支出1,160,283千円



収支差額 0千円
()内は構成比率

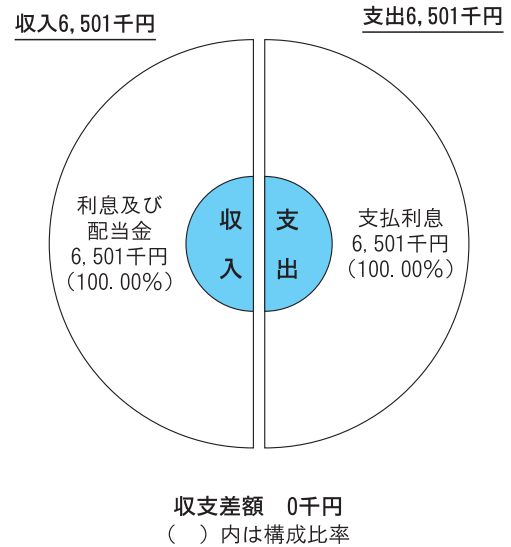
経過的長期経理

この経理は、平成27年9月までの公務を理由とする障害給付及び遺族給付決定分に対する経過的給付について、地方公共団体の負担があるため、その負担金を扱う経理です。



退職等年金預託金管理経理

この経理は、平成30年度より設けられた経理で、貸付事業の原資を全国市町村職員共済組合連合会から借り入れており、その借り入れた資金を扱う経理です。



JTB Benefit

えらべる倶楽部

おうちで楽しく過ごせるサービス（一例）

サービスID:5C066003
旅行のWEB動画情報サービス WEB申込

「たびのび」～WEB版るるぶが読み放題～

女子旅、見る、撮る、遊ぶ

たびのび定額有料サービス
 月額330円→月額150円

※本有料サービス利用の際、るるぶIDの利用登録が必要です
 ※上記特典適用には、えらべる倶楽部会員専用サイト経由の申込みのみとなります
 ※お支払いはクレジットカードが必要です
 推奨動作環境は、公式サイトをご確認ください
 ※本特典は1会員様につき、1るるぶIDのみ適用となります

セルフケアアプレッスン
JIBUNME

サービスID
 :5H238001
 WEB申込



- ・スタンダード1ヶ月コース3,900円
→ 2,780円
- ・スタンダード12ヶ月コース46,800円
→ 21,360円

※ヨガ・瞑想・占い・ワークショップなど多様なコンテンツを総勢50名以上のTEAM JIBUNMEと共に週に60本以上、全てオンライン生配信しています。ご都合のよいお時間に、そして何回でも、受講可能です！

預託金の運用状況（退職等年金預託金管理経理）

令和2年度

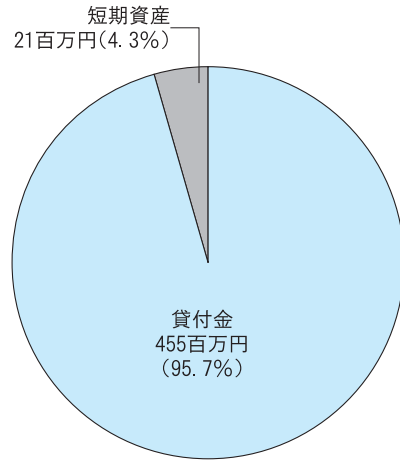
（単位：百万円）

資産区分	年度末の時価総額		修正総合利回り
		構成割合	
貸付金	455	95.7%	1.00%
短期資産	21	4.3%	0.00%
合計	476	100.0%	0.96%

注1 それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

注2 修正総合利回り = (実現損益 + 未収収益増減) ÷ (簿価平均残高 + 前期末未収収益) × 100(%)

〈令和2年度末の時価総額〉

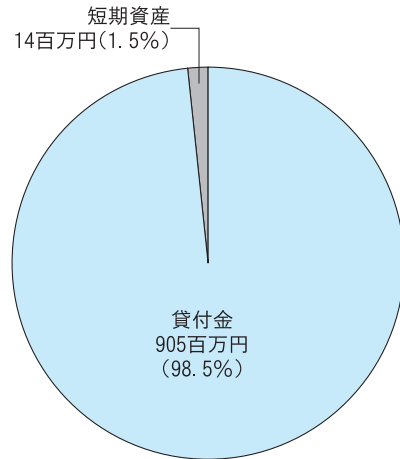


（参考）令和元年度

（単位：百万円）

資産区分	年度末の時価総額		修正総合利回り
		構成割合	
貸付金	905	98.5%	1.00%
短期資産	14	1.5%	0.00%
合計	919	100.0%	0.99%

〈令和元年度末の時価総額〉



* 預託金とは、地方公務員等共済組合法施行令第17条の2第1項第5号の規定に基づき、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように全国市町村職員共済組合連合会が各構成組合へ預託し、管理されている資金である。

JTB Benefit

えらべる倶楽部

おうちで楽しく過ごせるサービス（一例）

わんまいる

サービスID:5E903001

旬の手作りおかずセット健幸ディナー [WEB申込](#)



わんまいる 旬の手作りおかず
セット健幸ディナー 4,600円
→ **3,480円**

※5食セット
※初回のみ特典適用
※別途送料がかかります

自然派のSARAYA公式通販

サービスID
:5C049001

[WEB申込](#)



・全商品 → **30%引**
・ポイント → **5~12%付与**

※5,000円以上のご注文で送料無料、代引手数料無料
※専用URLからの注文のみ特典適用
※定期コース、割引商品は特典適用外

障害厚生年金について

職員共済組合

☎ 81-2363・2364

☎ 504-2061

障害厚生年金とは、在職中のケガや病気（以下「傷病」といいます。）により、障害の認定を受けた場合に受給できる年金です。

● 障害厚生年金の要件（職員共済組合で受付できるもの）

障害の原因となった傷病の初診日（初めて医師の診察を受けた日）が在職中（組合員である間）にある場合で、次の①または②の状態に該当することが必要です。

① 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日等*）において、法令に定める障害等級1～3級の障害の状態にある場合。

※1年6か月を経過する前に障害の程度を認定する場合の具体例（一部）

内 容	認 定 日
腕・足などの切断	切断した日
人工弁・ペースメーカーなどの装着	その装置を入れた日
人工透析療法の施行	開始から3か月後

② 障害認定日には法令に定める障害の状態になくとも、その後状態が悪化し、65歳になるまでに法令に定める障害等級1～3級の状態に該当した場合（事後重症）。

● 障害等級の認定

年金給付独自の認定基準（下表参照）に基づき診査するため、「障害厚生年金（障害基礎年金）の等級」と「身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」といいます。）の等級」とは異なります。これは、障害者手帳が、障害者の福祉を進めていく上で対象者を確定するためのものであるのに対して、年金は所得保障によって障害者の生活の維持・向上を図るのが目的であることから生じる相違です。

そのため、障害者手帳の交付を受けていても、年金の等級（1～3級）には該当しない場合もあります。

認定基準の基本的な考え方

等級	障 害 の 状 態
1級	日常生活で他人の介助を受けなければ、ほとんど自分の用を行うことができない程度
2級	1級より軽いが日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度 (例) 喉頭全摘出手術後の言語機能喪失、人工透析療法施行中の慢性腎不全 など
3級	労働に著しい制限を加えることを必要とする程度 (例) 人工関節または人工骨頭の挿入置換、心臓ペースメーカーまたは人工弁の装着、人工肛門または新膀胱の造設 など

※(例)は、認定基準のうち具体的なものを示しています。実際には、専用の診断書（当組合にあります）に基づき、認定基準に照らして判定します。

● 在職中も支給されず（職域年金相当部分は、組合員である間、引き続き停止されます。）

● 障害厚生年金と老齢厚生年金のいずれかを選択

老齢厚生年金の受給権が発生した時点で、障害厚生年金と老齢厚生年金のいずれかを選択することになります。なお、年金の障害等級が3級以上で、厚生年金保険の被保険者でなければ、65歳になるまでの間、老齢厚生年金については、支給開始年齢から定額部分（組合員期間に係る老齢基礎年金相当部分）が支給されます（ただし、昭和36年4月1日以前生まれの人に限りません）。

● 時効について

年金である共済給付金を受ける権利は、法律上決定の請求をすることができることとなった日の翌日を起算日として、5年を経過すると時効により消滅します。

ご不明な点等があれば、職員共済組合年金係までご相談ください。

被扶養者の資格確認

職員共済組合

☎内 81-2367

☎504-2062

資格取消について

職員共済組合員の被扶養者が、就職や年金受給開始・改定などにより、将来に向っての年間収入が130万円（障害年金受給者又は60歳以上で公的年金等受給者については180万円）以上ある場合、資格取消の手続きが必要です。

また、被扶養者が就職し、就職先で健康保険証を交付された場合も、収入額とは関係なく、被扶養者の資格取消の手続きが必要です。

速やかに「被扶養者申告書」に必要書類を添付して、職員共済組合（給与担当課経由）に届け出てください。

手続きを忘れ、そのまま組合員被扶養者証を使用された場合、その期間の医療費を全額、職員共済組合に返還していただくことになりますので、ご注意ください。

ここでいう収入は、一時的な収入（退職金等）を除き、継続的なもの全てをいいます。

【収入の範囲】

1. 給与収入（通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む）
2. 各種年金収入（国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・障害年金・遺族年金・各種恩給・労災年金・個人年金等、介護保険料等控除前の総支給額）
3. 事業収入（農業・商業等自家営業に基づく収入・保険の外交等自由業に基づく収入）
4. 不動産収入（土地・家屋・駐車場等の賃貸収入）
5. 利子・投資収入（預貯金利子・有価証券利子・株式配当金等）
6. 雑収入（原稿料・印税・講演料等）
7. 健康保険の傷病手当金
8. 雇用保険の失業等給付
9. 組合員以外からの仕送り（生計費・養育費等）
10. その他継続性のある収入（譲渡収入・遺産相続の分割収入等）

資格更新について

今年度末に満23歳以上となる被扶養者（今年度中に新規認定された者、75歳に到達する者又は配偶者扶養手当を受給している者を除く）のある組合員の方は、その被扶養者を引き続き扶養する場合、被扶養者の更新手続きが必要です。令和3年度の更新手続きがお済みでない方は、厚生だより6月号をご覧のうえ、速やかに手続きをしてください。

標準報酬月額の随時改定時について年間報酬の平均による保険者算定（年間算定）を行います

職員共済組合

☎ 81-2361・2362

☎ 504-2061

標準報酬月額を算定する際、これまで「定時決定」のみ適用されていた算定の特例（年間報酬の平均による保険者算定（年間算定）※）が「随時改定」でも適用されます。

適用される条件は、定期昇給による固定的給与の変動の場合に限られるため、定期昇給が原則4月の広島市では、毎年7月の随時改定に適用されます。

※ 随時改定の算定期間となる3か月間に、例年発生する業務により時間外勤務が多くなることにより、大幅に報酬が変動する職場においては、次の要件を満たす場合、年間報酬の平均に基づいて標準報酬月額を決定することができます。

（年間算定の対象となる要件）

次のすべてを満たした場合に、年間算定の対象となります。

1. 次の(1)と(2)との間に2等級以上の差があること

(1) 昇給月以後の継続した3か月間（当年4月～6月）の報酬の平均から算出した標準報酬月額

(2) 次の①と②の合計額から算出した標準報酬月額（年間平均額の標準報酬月額）

① 昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた固定的給与の月平均額

② 昇給月前の継続した9か月（前年7月～当年3月）と昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた非固定的給与の月平均額

2. 上記1の2等級以上の差が業務の性質上、例年、発生することが見込まれること

3. 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額（1.(2)）との間に1等級以上の差があること

4. 年間算定を行うことについて、組合員が同意していること

※年間算定を行った結果「年間平均額から算出した標準報酬月額」が「現在の標準報酬月額」と同等級または下回る場合は、現在の標準報酬月額を引き続き適用します。

標準報酬月額の求め方

(1) 昇給月以後の継続した3か月間（当年4月～6月）の報酬の平均から算出した標準報酬月額

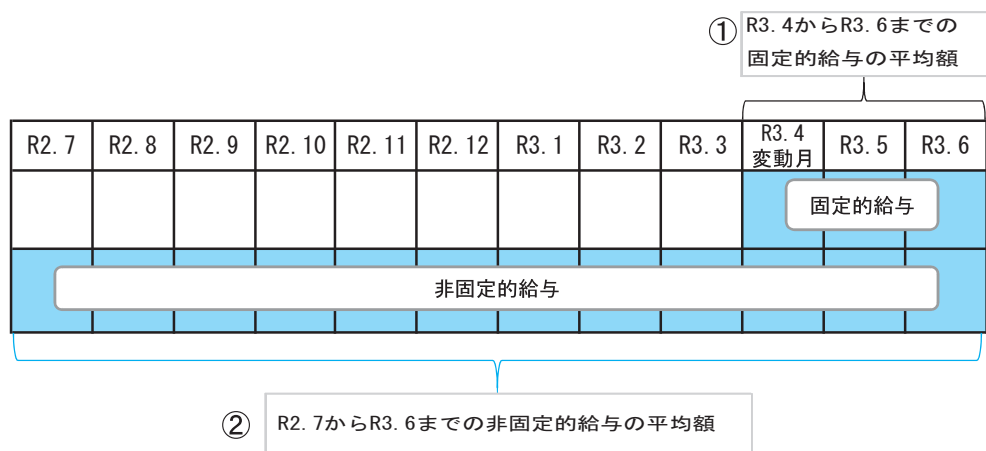
R3.4からR3.6までの固定的給与
及び非固定的給与の平均額

R3.4 変動月	R3.5	R3.6
固定的給与		
非固定的給与		

標準報酬等級表に当てはめる⇒(1)標準報酬月額

(2) ①と②の合計額から算出した標準報酬月額（年間平均額の標準報酬月額）

- ① 昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた固定的給与の月平均額
- ② 昇給月前の継続した9か月（前年7月～当年3月）と昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた非固定的給与の月平均額



①と②の合計額を、標準報酬等級表に当てはめる⇒(2)標準報酬月額

年間算定実施希望の申立について

前ページ（年間算定の対象となる要件）の1に掲げる2等級以上の差が生じ、年間算定の対象者に該当される可能性のある組合員がおられる所属あてに、共済組合より手続きに必要な書類の様式を7月中旬を目途に送付いたしますので、年間算定の実施を希望される場合は、その際の案内に沿って手続きを行ってください。

※年間算定に係る案内及び手続きに必要な書類については、年間算定により標準報酬月額が下がる組合員のみを送付します。

【手続きに必要な書類】

- ・様式1「年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）」（※所属長が記載）
- ・様式2「随時改定における年間報酬の平均による保険者算定申立に係る報酬の比較及び組合員の同意書」

※様式1は、年間算定の要件である「2等級以上の差が業務の性質上、例年、発生する状況」について、所属長から申し立てていただくものです。

留意事項等

標準報酬月額が下がった場合、給与から控除される掛金・保険料は安くなりますが、標準報酬月額を基に算定される年金や各種給付の額も低くなりますので、標準報酬月額が下がることによるデメリットがないわけではありません。年間算定の実施を希望される場合には、このことに留意のうえ、手続きをしてください。

年間算定による標準報酬月額の決定時期について

年間算定の実施については、組合員から手続きに必要な書類の提出を受けてからとなりますので、通常の随時改定を適用したのち、遡及して決定します。

ニコニコ（2525）過ごそう！ 毎月25日はメンタルヘルス推進日^^

福利課

☎81-2365-2374・2375
☎504-2062

毎月25日のメンタルヘルス推進日には、ご自身の心身の健康状態を振り返りつつ、セルフケアを心がけましょう。メンタルヘルス推進日には、庁内LAN掲示板等を通じて各種相談窓口等（本誌にも掲載）の情報発信を行います。

コラム

😊ココロをラクにするコツ - To Doリストの活用 - 😊



仕事が立て込んだ時に頭の中が一杯になり、パニックになった経験はありますか？

こんなとき、To Doリストがオススメ！

今日やること、この1週間でやること等を書き出してみましょ。文字にして、“見える化”すると、頭の中が整理され、仕事のパフォーマンスが上がります。

仕事が終わるごとに消していくと達成感も味わえ、次の仕事にも意欲的に取り組めます。



コロナ禍の熱中症予防

—マスクの着用により、熱中症のリスクが高まります—

福利課

☎81-2365-2374・2375
☎504-2062

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、マスクを着用して生活していますが、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。

コロナ感染防止も続けながら、暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」にも注意していきましょう。

予防のポイント

屋外で人と2m以上（十分な距離）離れている時は

マスクをはずしましょう



2m以上

十分な距離



のどが渴いていなくても、

こまめに水分補給をしましょう。

暑さに備えた体づくりと

日頃から体調管理をしましょう。



笑顔でヘルシーダイヤル 共 市

「急病」の時や「今すぐ相談したい」時、年中無休で24時間対応の電話健康相談（通話料無料）をご利用ください。専門のスタッフが即時相談に応じます。（携帯電話からの相談も可能です。）

また、WEB相談もできますのでご利用ください。

●電話の場合

【職員共済組合員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「職員共済組合員」又は「職員共済組合員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-003

【上記以外の広島市職員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「広島市職員」又は「広島市職員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-922

●WEB相談の場合

笑顔でヘルシーダイヤルのホームページ（<http://www.healthy-hotline.com/>）にログインし、相談する。

※ログインには所定のIDが必要です。

【職員共済組合員の方のID】

hs32340317

【上記以外の広島市職員の方のID】

hs01340017



携帯電話版ホームページQRコード（注）

（注）携帯電話から相談しても無料ですが、携帯電話版ホームページ接続にかかる通信料等は自己負担となります。

障害者である職員の合理的配慮についての相談 市

人事課で、障害のある職員の合理的配慮についての相談を受け付けています。

【電話番号】082-504-2050（内線2395）

【電子メールアドレス（専用）】

hairyo-soudan@city.hiroshima.lg.jp

【相談方法】電話、電子メール、面接等

*共
市…広島市職員共済組合員が利用できます
*市…広島市職員が利用できます

〈プライバシーは守られます〉

ハラスメントに関する相談 市

働きやすい職場環境を実現するためには、勇気を出して相談するなど行動することが大切です。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情を受け付けています。

各局・区等に相談員を配置していません（全庁資料室参照）。次の相談員に相談することもできます。

【男性相談員（人事課服務担当課長）】

m-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2049（直通）又は内線2319

【女性相談員（福利課職員健康管理担当課長）】

f-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2059（直通）又は内線2370

【男性相談員（人事課長）】

504-2048（直通）又は内線2310

健康相談室 共 市

☎240-2425【直通】

「職場の人間関係が上手くいかない」「家庭の悩み事で仕事に集中できない」などの悩みについて、相談員が親身になって相談にのります。

本人、家族、同僚などなたからの相談でも結構です。ご希望に応じて、カウンセラーとの対面相談の日時を決定します。

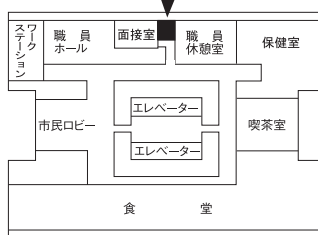
【相談受付】

月～金曜日

午前10時～午後3時30分

（相談は午後4時まで行います。時間外は留守番電話になっています。）

本庁舎16階健康相談室



ヒーリングCD貸出のお知らせ

リラクゼーション効果のあるCDを本庁舎16階健康相談室で貸し出しています。

まず、電話で在庫の確認と予約をお願いします。

〈プライバシーは守られます〉

健康相談 市

産業医・保健師が、心と体の健康相談を行っています。

【産業医】

504-2679（直通）又は内線2378

504-2681（直通）又は内線2376

504-2682（直通）又は内線2368

【保健師】

504-2062（直通）

又は内線2365・2374・2375

●相談内容によっては面接相談を行います。

●禁煙相談も可能ですので、ぜひご相談ください。あわせて福利課HP「職員の禁煙の推進について」もご覧ください。

なやみごと相談 市

☎223-7470【直通】

専門のカウンセラーによる、なやみごと相談を行っています。家庭の悩みごとや職場の人間関係、セクハラなど、こころの健康問題について相談やカウンセリングを行います。

【相談予約】

月～金曜日（祝日を除く。）

午前10時～午後4時30分

【相談時間】

午前10時～午後8時

（土日祝日も含む毎日）

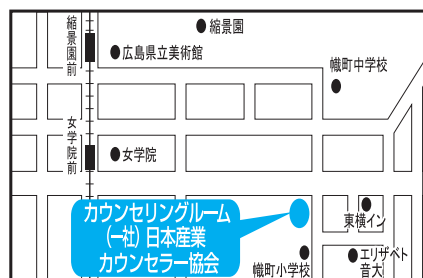
【相談方法】

あらかじめ、相談日時を電話で予約し、相談場所で面接の方法により行います。電話予約の際は、必ず「広島市の職員又は家族」で、「なやみごとの相談の予約」であることを教えてください。

【相談場所】

中区幟町3-1 第三山県ビル5階

（一社）日本産業カウンセラー協会



2021



July

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 ㊦ 7月分普通・特別貸付申込 締切	6	7	8	9 ㊦ 各種給付金締切 ㊦ 7、8月分コテージ湯の山 利用抽選申込期限	10
11	12 ㊦ 貸付金繰上償還申込締切 ㊦ 7、8月分コテージ湯の山 利用抽選	13	14 ㊦ 財形貯蓄7月分払戻請求締 切	15	16	17
18	19	20 ㊦ 8月分住宅貸付申込締切 ㊦ 7月分育児・介護休業手当 金請求締切	21 ㊦ 6月分育児・介護休業手当 金支払日 ㊦ 8月分産前産後休業掛金免 除申出締切	22 (海の日)	23 (スポーツの日)	24
25	26 ㊦ 貸付金繰上償還振込期限	27	28	29	30 ㊦ 9月分コテージ湯の山利用 抽選申込期限 ㊦ 7月分普通・特別、6月分 住宅貸付日	31

㊦ 互助会 ㊦ 職員共済組合 ㊦ 福利課

月例受付

※事務局へのご連絡の際には、ダイヤルイン又は本庁内線電話番号をご利用ください。
締切・振込日が土・日・休日に重なった場合は変更になります。

互助会		職員共済組合	
ダイヤルイン 504-2063(福利係)		ダイヤルイン 504-2061(庶務係) 本庁内線 2362	
給付 (本庁内線2358)	締切 20日 支払 翌月20日	普通貸付 特別貸付	締切 5日 貸付 末日
火災共済(加入) (本庁内線2355・6)	加入申込 随時 (加入日は翌月1日)	住宅貸付 貸付金借用証	締切 20日 貸付 翌月末日
福利課		ダイヤルイン 504-2062(保健医療係)	
ダイヤルイン 504-2060又は本庁内線2357		各種給付金 (本庁内線2371~2373)	
財形払戻 (解約・一部払出)	締切 15日 支払 末日	貸付金 繰上償還 (一部返済・全額返済)	締切 10日 支払 翌月10日
財形積立 (中断・再開)	締切 15日 翌月給与より	貸付金 繰上償還 (一部返済・全額返済)	コテージ湯の山 (本庁内線2372)
		育児・介護 休業手当金	抽選申込締切は利用月の前々月末日 利用月の前月5日抽選・決定 抽選日以後、先着順受付
		配布部数の変更について	
		全庁フォルダ内のファイルを直接修正で きない所属においては次の番号へ必要部 数をお知らせください。 福利課厚生係(互助会管理係) 082-504-2060(内線81-2352) 配布部数の変更は毎月10日までににお知 らせください。	

※ 「市立病院機構」職員の財形貯蓄に関する手続きは、
[市立病院機構本部事務局経営管理課](http://www.city-nagasaki.jp/kyouka/kyouka/kyouka.html) [ダイヤルイン 569-7816](tel:082-569-7816) まで!!